

近藤光則

公明

代 表

二

(質問の事項及び要旨)

一 新年度予算について

(一) 持続可能な行財政運営について

新年度予算の一般会計予算規模は、前年度に比
一・五%の減となった。今後も学校改築、新庁舎建
設、保育園・学童保育待機児童解消などの行政需要
の増加が続く見込みである。

基金の活用については、財源不足額として財政調
整基金から六十七億円を繰り入れる。このほか、学
校改築やリノベーション改修、さらにシルバーピア
建設などの財源として、主要五基金合計で約九十一
億円を確保することができた。今後の区長の財政運
営について見解を伺う。

近藤 光則

公 明

代 表

二

一(一)

はじめに、

新年度予算について、のご質問に順次お答えします。

まず、持続可能な行財政運営についてです。

北区を取り巻く財政環境は、

ここ数年の景気の下支えや人口増加に伴い、

区民税等の税收増が続いているものの、

税制改正等により、法人住民税交付税原資化の

さらなる拡大の影響が令和二年度から発現し、

新年度の「特別区交付金」は、

前年度比で三十九億円の大幅な減額を見込んでいます。

こうした税制改正による影響に加え、

海外経済の減速、

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大などにより、

今後の区財政への影響が懸念されます。

(後頁へ続く)

近 藤 光 則

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

こうした状況においても、

喫緊の課題への取組みはもとより、

新庁舎建設、学校改築、公共施設等の更新需要など、

中長期的に膨大な行政需要への適切な対応を図るため、

引き続き、経営改革プランに基づく取組みを

着実に推進していくとともに、

特定目的基金への計画的な積立てを行ってまいります。

さらに、財政調整基金については、

喫緊の課題への対応だけでなく、

将来的な歳出需要の増大や景気の変動に備え、

基金への積立てと活用を行い、

持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。

近藤 光則

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

一 新年度予算について

(二) 公共施設再配置方針と区有施設の利活用

ア 共産党が、「今後二十年間で北区が保有する施設の総延床面積を十五%程度削減することを目標」とする公共施設再配置方針は抜本的な見直しが必要という主張をしているが、この公共施設再配置方針を抜本的に見直す必要があると考えるか。

イ 今後の学校の統合や改築などで利用が終わった施設や敷地に関して民間事業者の協力も視野に入れ、積極的に区財政の安定化に資する方法も取り入れるべきと考えるが見解を問う。

近藤 光則

公 明

代 表

二

一 (二) ア、イ

次に、公共施設再配置方針と

区有施設の利活用にかんするご質問にお答えします。

まず、公共施設再配置方針についてです。

「公共施設等総合管理計画」の見直しについては、
経営改革プランの改定の中で、計画化しています。

今回の見直しは、

一つに、近年の人口動向の変化、及び

将来的な人口減少と少子高齢社会に向けた対応、

二つ目に、改定予定の区有施設保全計画、及び

小・中学校長寿命化計画などにおいて、

さらなる施設の長寿命化を図る方針を明確化したこと、

三つ目に、国から平成三十年二月に通知のありました

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての

指針の改訂について」の中で、改訂内容を踏まえた

指針の見直しを要請されていること、

【後頁へ続く】

【前頁から続く】

この三点により、「公共施設等総合管理計画」を見直すことといたしました。

現在の計画等の骨格をなしている

公共施設マネジメント方針や

マネジメント方針を実現させる

総量抑制のための考え方、方向性などは、

中長期的な視点において不変であると認識しており、

抜本的な見直しは考えておりません。

また、将来的な人口減少や

人口構成の変化が予測されるなか、

施設総量等の目標設定は不可欠であると考えています。

こうした公共施設マネジメント方針や

総量抑制のための考え方、方向性を十分に踏まえつつ、

削減目標を含めて一部見直しを行い、

公共施設のマネジメントを

さらに積極的に推進してまいります。【後頁へ続く】

近藤 光則

公 明

代 表

二

【前頁から続く】

次に、学校施設跡地などの区有施設の活用についてお答えします。

学校施設跡地は、区民共通の貴重な資産であるという認識のもと、これまで旧新町中学校跡地において特別養護老人ホーム等の整備が完了し、現在は、旧赤羽中学校跡地で、老人保健施設・保育園等の整備など民間事業者による取組みを進めているところです。

今後も学校施設跡地などの利活用を図る際には、民間活力の導入も視野に入れ、区財政の安定化に資する効果的な取組みを推進してまいります。

近藤 光則

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 SDGs (エスディージーズ) の取組みと

Society 5・0 (ソサエティ ゴーテンゼロ) の推進について

(一) SDGs (エスディージーズ) の取組み

ア 地方創生SDGs (エスディージーズ)

の実現の目標設定と取組みについて

イ 区民や事業者とのSDGs (エスディージーズ)

の推進について

ウ SDGs (エスディージーズ) の推進に向けた

区長の役割について

【要旨】

「区政執行の基本方針についての所信と令和二年度の予算大綱について」の中で、将来にわたり活力ある北区を維持するため、地方創生SDGsの実現や Society 5・0の推進など「新しい時代の流れ」を力としながら、さらなる創意工夫を重ねた施策展開が重要と考えているとある。

【後頁へ続く】

近藤 光則

公明

代表

二

【前頁より続く】

SDGsの取組みについては公明党がかねてから要望してきたものでもある。

秋田県の仙北市では、SDGsに掲げられた十七の項目の中で、各所管の取り組みが、どれに当てはまるかを明確にしたうえで、二十三十年までの数値目標を定めて実行していた。

また、推進本部を設置し、そのもとに全所管が所属するワーキンググループを組織している。さらに、市長のトップダウンで国から人を招き、事務局の統括官とし、「地方創生・総合戦略室」を設置している。

北区では、地方創生SDGsの実現を具体的にどのような目標を設定し行う考えか。

また、区民や区内事業者とどのように連携して進めるのか。区の発信が重要と考えるがいかか。

さらにSDGs推進のために、区長が果たす役割をどう考えているか、見解を問う。

近藤 光則

公明

代表

二

二(一)ア・イ・ウ

次に、SDGs(エスディージーズ)の取組みと

Society5・0(ソサエティ ゴーテンゼロ)の

推進について順次、お答えします。

はじめに、地方創生SDGs(エスディージーズ)実現の
目標設定と取組みについて です。

SDGs(エスディージーズ)の十七の目標などに示される
多様な目標の追求と、

「北区基本計画二〇二〇(二千二十)」で

取り組む方向性は、スケールは異なるものの、
方向性を同じにするものと捉えています。

そのため、新たな基本計画においては、

SDGs(エスディージーズ)の十七の目標と

北区の二十五の政策との関係性を整理しました。

また、二十五の政策ごとに新たに目標を設定し、
その達成に向け、事業の展開を図ることとしており、

【後頁へ続く】

近藤 光則

公明

代表

二

【前頁より続く】

この点は、ご紹介の仙北市（せんぼくし）の取組みと通じるものと認識しています。

さらに、「地方創生に向けたSDGs（エスディージーズ）推進事業」を新たに計画事業に位置付け、職員向けの実理解啓発事業から取組みを進めてまいりたい考えです。

次に、区民や事業者とのSDGs（エスディージーズ）の推進についてです。

SDGs（エスディージーズ）を通して、地域を活性化し、地方創生を一層推進するためには、行政内部の連携はもとより、他自治体や自治体内の多様なステークホルダーとの連携が非常に有益であると捉えています。そのため、これまでの連携の深化とともに、新たな連携策を含めた自治体としての効果的な推進策について、内閣府が設置している

【後頁へ続く】

近藤 光則

公明

代表

二

【前頁より続く】

「地方創生SDGs（エスディージーズ）官民連携

プラットフォーム」の活用も視野に入れ、

検討してまいります。

次に、SDGs（エスディージーズ）推進に向けた

私の役割についてです。

SDGs（エスディージーズ）推進のためには、

全庁的な連携や執行体制の整備、

また各種計画とのマッチングにも

留意が必要と認識しています。

まずは、庁内において、

SDGs（エスディージーズ）と持続可能な北区づくり・

地方創生に向けた取組みとの親和性などについて

検討を深め、必要な施策を立案してまいります。

あわせて、これまで同様に、北区の目指すべき方向、

将来像を明確にし、その達成に向け、

【後頁へ続く】

近藤 光則

公明

代表

二

【前頁より続く】

全庁一丸となって横断的かつ計画的に
施策を展開していく考えです。

その際には、区内の事業者や関係団体等との連携や
区内外に向けた情報発信にも工夫して取り組み、
SDGs（エスディージーズ）の推進にも寄与する、
持続可能な区政運営、
魅力あふれる北区づくりを実現してまいります。

近藤 光則

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

二 SDGsの取り組みと

Society5.0の推進について

- (二) ア マイナンバーカードの普及率について
イ 更なる普及に向けた取り組みについて
ウ 今後のマイナンバーカードの
利用展開について

【要旨】

予算案にある介護保険業務にRPAを活用したシステムの導入などの取り組みとともにマイナンバーカード活用による区民サービスの向上についてもしっかりと推進を図るべきと考える。

マイナンバーカードの現状の普及率はどうなっているか。

マイナンバーカードの更なる普及に向けた取り組みはどうか、更に現在コンビニでの交付は住民票や印鑑証明、収入証明だけしか出来ないが、今後のマイナンバーカードの利用展開をお示しく下さい。

近藤 光則

公 明

代 表

二

二(二)ア・イ・ウ

次に、SDGs(エスディージーズ)の取り組みと
Society5・0(ソサエティゴテンゼロ)の
推進についてのうち、

マイナンバーカードにかんするご質問について
お答えします。

まず、マイナンバーカードの交付状況です。

カードの交付件数は、
令和二年一月末現在で、六万七千四百三十三件、
交付率は、十九・一パーセントです。

これは、昨年の同時期と比較し、
件数で一万一千三百件あまり、
交付率で、約三ポイントの増加となっています。

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

次に、更なる普及に向けた取り組みについてです。マイナンバーカードの普及をはかるため、区としては、区民まつり会場やふれあい館、ご要望をいただいた町会等での出張申請補助サービスを開催しています。今年度は、延べ八か所で開催し、約九百件の申請補助を行っています。また、国においては、本年九月からマイナポイントの開始を予定しているほか令和三年の利用開始を目指している健康保険証としての利用などがあります。これらは、今後のマイナンバーカードの普及に大きくかわることから、区としても、情報収集に努めるなど、留意してまいります。

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

次に、コンビニ交付の対象拡大についてです。

現在、北区では、住民票・印鑑証明・税証明の
コンビニ交付を行っています。

一方、他区においては、

戸籍謄抄本(こせきとうしょうほん)についても

コンビニ交付を行っている例がありますが、

扱いは「現在戸籍」に限られているのが実情です。

先般、戸籍法が一部改正されましたが、

これにより、各種の社会保障手続きで

戸籍謄抄本(こせきとうしょうほん)の提出を

省略することが可能となるほか、

本籍地以外の区市町村窓口で、

全ての戸籍謄抄本(こせきとうしょうほん)の取得が

可能となることも踏まえ、

戸籍謄抄本(こせきとうしょうほん)のコンビニ交付については、
その効果を見極める必要があると考えています。

近藤光則

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

三 都市ブランドの更なる推進について

(一) 北区のブランド資源

(二) 総合的な展開

【要旨】

北区は多くの先人たちを都市ブランドの発信に活か
しきれていない。昨年から渋沢栄一は、新紙幣や大河ド
ラマでの展開が期待され、予算案の東京北区観光協会と
の連携による「北区ならではの」の取り組みの推進には期待
している。大河ドラマ放映後や新札発行後、一定期間経
過後には、どのような取組みを考えているか。

区としてブランド発信を進める機運の中、総合的な取
組みをすべき時が来ている。以前、「芥川検定」という
アイデアを出したが、その後の進捗は。あわせて、北区
が所有している作品の活用をどう考えるか。北区には美
術館がないが、常設展示が出来るような美術館や、他の
美術館に貸し出せるような体制を整える時期ではない
か。

近藤 光 則

公 明

代 表

二

三(一) (二)

次に、都市ブランドの更なる推進についての
ご質問にお答えします。

区では、これまで「北区イメージ戦略ビジョン・
KISS(キス)第二次行動計画」及び
「北区シティプロモーション方針」に基づき、
イメージの向上、地域への愛着と誇りの醸成、
子育てファミリー層と若年層の定住化促進を目指して
様々な取組みを推進してまいりました。

現在は、渋沢翁を核としたシティプロモーション
にかんする取組みを進めておりますが、
更に力強く北区の魅力を発信していくには、
戦略的な取組みが必要であると認識しています
令和二年度には、

東京北区渋沢栄一プロジェクトの推進や
大河ドラマ館設置に向けた取組みなどとあわせて、

【次頁に続く】

【前頁から続く】

旧醸造試験所第一工場など区内にある

歴史的価値の高い施設を活用することにより、
ブランドイメージの確立を目的とした

北区ならではの取組みを推進してまいります。

ご質問の大河ドラマ放映後、そして新紙幣発行後の
取組みにつきましては、

渋沢翁にかんする取組みの中で得られる経験や
レガシーなども含めて総括するとともに、

芥川龍之介にかんする取組みや

名誉区民でもあったドナルドキーン氏など、

北区ゆかりの方々の方々の積極的な活用を視野に入れるなど、
これまでの理念を踏まえるとともに、

新しい時代の流れを踏まえた計画を策定し、
北区に住むことの誇りと愛着を感じられる
まちづくりを推進してまいります。

【次頁に続く】

近藤 光 則

公 明

代 表

二

【前頁から続く】

次に、芥川検定につきましては、
記念館開設に向けた気運醸成として、

国に「芥川龍之介検定」の名称の
商標登録出願を行っており、現在審査中です。

また、区が所有する美術品や工芸品につきましては、
鑑賞機会の充実や、効果的な展示につとめるとともに、
北区ゆかりの芸術家の作品であることなどの
積極的な情報発信に努めることで、
北区の人々が持つ創造活動のエネルギーと、
北区の未来志向を示す誇りを発信してまいります。

近藤 光則

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

四 まちづくりについて

(一) 王子駅周辺

【要旨】

王子駅周辺の調査のため予算が組まれた。また、北とびあの大規模改修に向けての予算も提示された。

北とびあは、建築後三十年がたち、大規模改修はやむ得ない状況であると理解するが、工事期間が二か年近くに及ぶことは、北区とっても利用者にとっても大変な事になると憂慮している。

大きな提案だが、駅周辺で再開発の予定がある民間の土地と、北とびあの土地を等価交換し、先に新しい北とびあを建設してから、現状の北とびあを手放すという手法はとれないか。

近藤 光則

公明

代表

二

四(一)

次に、まちづくりにかんするご質問のうち、王子駅周辺についてお答えします。

北とぴあは、開館から約三十年が経過し、建物や設備の経年による劣化が進んでいるため、庁内の関係部課長で、検討委員会を設置して、改修に向けた検討を重ねてまいりました。

また、まちづくりの検討にあたっては、王子駅周辺の関係事業者等と協議を行うとともに、民間開発で実績がある事業者に意見聴取なども行っています。

ご提案の土地の等価交換についても、関係事業者との協議検討事項の一つとして取り上げましたが、土地の形状や立地条件等の面から

(後頁へ続く)

近藤 光則

公明

代表

二

(前頁から続く)

難色が示されたことに加え、

北とぴあへの改修に向けたスケジュールの面からも
難しいものと考えています。

なお、北とぴあへの改修につきましては、

このたび、検討委員会において、

「北とぴあ改修基本方針」をまとめましたので、

本定例会の所管委員会で報告させていただきます。

近藤 光則

公 明

代 表

二

(質問の事項及び要旨)

四 まちづくりについて

(二) 赤羽駅周辺について

ア 市街地再開発事業の計画等について

【要旨】

○第一地区から第三地区の防火建物の割合を示せ。

○第二地区、第三地区も第一地区と同様に高層ビルになるのか。マンションの世帯数はどの程度になるのか。

四(二)ア

次に、赤羽駅周辺の市街地再開発事業の計画等について、お答えします。

はじめに、防火建物の割合についてです。

市街地再開発事業を施行する場合には、都市再開発法の規定により、建築物の構造のほか、階数や用途に応じた耐用年数等の項目を加味し、地区内の耐火建築物の割合を算定しています。

この方式によると、第一地区の建築物は、施設の老朽化等の影響から、すべての建築物が耐火要件を満たしていないと判定されています。

なお、第二地区及び第三地区については、準備組合は設立されましたが、未だ区に準備組合結成届が提出されておらず、権利者をはじめ、建築物等の詳しい状況については、把握ができていない状況です。

(後頁へ続く)

近藤 光則

公 明

代 表

二

(前頁から続き)

次に、第二地区及び第三地区の
開発予定や、その影響についてです。

現時点では、

両地区とも準備組合による

具体的な施設計画の検討には至っていないため、
今後事業化が実現した場合の

具体的な施設の高さ等はお示しできない状況です。

しかしながら、

容積率や高度利用地区等の

現行の都市計画の位置づけに加え、

まちづくりへの貢献度合いにより

緩和が期待できる容積率等を考慮すると、

両地区とも、第一地区と同等以上の

高さの施設が建設可能と考えています。

(後頁へ続く)

近藤 光則

公 明

代 表

二

(前頁から続き)

また、再開発事業により整備される

集合住宅の戸数については、

第一地区の計画規模から推測する限りでは、

全地区で事業化が実現した場合には、

合計で概ね千戸と想定しています。

近藤 光則

公 明

代 表

二

(質問の事項及び要旨)

四 まちづくりについて

(二) 赤羽駅周辺について

イ 赤羽小学校への影響等について

【要旨】

○再開発ビルの集合住宅から生じる赤羽小学校の就学児童数の増加の見込みは。

○赤羽小学校の敷地にかかる日影の影響は。

○再開発に係わるこれらの状況について、地域への説明はしているのか。

近藤 光則

公 明

代 表

二

四(二)イ

次に、赤羽小学校への影響についてです。

はじめに、再開発事業により生じる

赤羽小学校への就学児童数についてです。

整備される予定の集合住宅は、

駅前の好立地であることから

高価格帯で取引される傾向にあり、

一般のファミリー層向け集合住宅と比較すると

就学児童の割合は

一定程度低くなると予想しています。

それでも、全地区での事業化が実現した場合には、

その開発規模から相当数の就学児童が見込まれ、

現在の赤羽小学校の施設規模での受入れは

困難と考えています。

このため、区としましては教育委員会と連携し、

再開発事業の進展に合わせた

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

学校施設の計画的な更新・充実が必要と認識しています。

次に、日影(ひかげ)の影響については、

第一地区については、計画段階から、

赤羽小学校への日影の影響を

できる限り軽減するため、区は準備組合に対して、

施設配置の工夫等を求めてきています。

しかしながら、計画施設の規模や位置関係から、

日影の影響を排除することは大変難しく、

現時点でのシミュレーションでは、

冬至の時期を中心に、おもに午前中に、

校庭に一定程度の日影の影響が

生じることがわかっています。

また、第二地区及び第三地区については、

施設計画が未検討な状況ではありますが、

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

学校との位置関係等から、日影の影響はさらに増えると考えています。

次に、再開発事業にかんする、地域等への説明について、です。

第一地区については、市街地再開発事業等の都市計画決定に向け、都市計画法に基づく説明会を

三月十一日に赤羽会館で開催する予定です。

また、これを皮切りとして、準備組合には施設計画の説明会の開催を促していきます。

あわせて、第二地区及び第三地区については、準備組合による事業化に向けた動きに合わせながら、赤羽駅東口まちづくり全体協議会の活動支援を通じて、まちづくり懇談会の開催や、まちづくりニュースの発行等により、地域への情報提供を一層充実していきます。

近藤 光則

公 明

代 表

二

(質問の事項及び要旨)

四 まちづくりについて

(一) 赤羽駅周辺について

ウ 公共施設の再配置について

【要旨】

○ 昨年の代表質問で問題提起した公共施設の再配置を含めた北区のビジョンを示す時期はいつか。

(参考) 令和元年第一回代表質問主旨

「赤羽駅東口周辺の将来にわたる持続可能な賑わいの創出を期待し、市街地再開発事業を機会に、赤羽小学校、赤羽会館、赤羽公園など公共施設の再配置を行うことを提案する。」

四(二)ウ

次に、公共施設の再配置について、お答えします。
経年により更新時期を迎えている

赤羽小学校をはじめ、

赤羽会館、赤羽公園などの

駅東口周辺の大規模な公共施設の対応は、
重要な課題と認識しています。

区としましては、

これらの課題に的確に対応するため、

昨年八月に庁内関係部課による

プロジェクトチームを設置し、

市街地再開発事業により影響を受ける

赤羽小学校の教育環境の確保・

充実策の検討をはじめ

赤羽駅東口周辺の大規模な公共施設の

更新等について検討に着手しています。

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

都市計画決定を控えた第一地区と、
計画検討が緒に就いたばかりの第二地区、
第三地区とでは状況は異なるところですが、
全地区の事業化を前提に、
まちづくりの推進と教育環境の確保・充実を
両立させるため、
再開発事業の進捗に合わせ、
時機を逸することなく、
公共施設のあり方について、
まちづくりの中で、民間活力の活用を含め、
幅広く検討を進めていきます。

近藤 光則

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

五 教育・子育てについて

(一) 学校・教職員の環境・設備・制度

ア 現在、小中学校で不登校になっている外国人の児童生徒の数はどうなっているか。

イ 日本語適応指導員の募集状況はどうなっているか。
ウ 学校現場にも「多言語音声翻訳サービス」機器を導入できないか。

エ 小中学校それぞれに、タブレット端末が、何台入っ
ていて、児童生徒に対する割合はどれくらいか。

オ 授業で二十台以上稼働させるとWiFi環境に限
界が来て使えなくなると聞いたが、実態はどうか。
カ 出退勤管理についてタイムカードも使いながら出
勤簿への押印もあると聞くが実態はどうか。

キ 二学期制の実態について

(ア) 子供と向き合う時間は増えているか

(イ) 中学三年生では教員の負担が増えているという
意見があるが、実態はどうか。

(ウ) 二学期制の見直しについて、特に中学生について
どう考えているのか

ク 国は「テレワーク」を推進しているが、教職員の実
態はどうなっているか。

ケ 教員が自宅でも作業ができる環境整備が必要と考
えるがいかがか。

コ 児童生徒が使う用紙が足りなくなるようなことが
あれば、補正予算などでも対応すべきであるがい
かがか。

五(一)アコ

私からは、教育・子育てについてのご質問に
順次お答えします。

はじめに、学校教職員の環境・設備・制度に
ついてです。

まず、小・中学校で不登校になっている外国人の
児童・生徒の数は、令和元年十一月末現在で、
六人です。

次に、日本語適応指導員については、
本年二月一日現在、十二か国語について、
延べ四十六人の登録者があり、本年度も
延べ五十五人の児童に対して派遣実績があります。

登録者がいない言語について、
学校から要望があった場合は、適宜募集を行い、
必要な対応を行っています。

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

次に、学校現場における「多言語音声翻訳サービス」機器の導入についてです。

外国人の児童・生徒に対する言語の対応については、このような日本語適応指導員の派遣などにより、一定程度の対応はできていると考えていますが、ご指摘の「多言語音声翻訳サービス」機器の導入については、校長会とも相談しながら、検討してまいります。

次に、小・中学校のタブレット端末の台数については、令和元年九月現在、小学校が四千三百二十台、中学校が千三百八十台であり、児童・生徒数に対する割合は、小学校が約二・九人に一台、中学校が約三・二人に一台となっています。

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

次に、W i F i 環境の実態については、一部の学校で通信状態が悪くなることもあると聞いています。

次に、教員の出退勤管理についてです。

昨年九月から教員の在校時間を的確に把握するため、小・中学校全校において、タイムカードを導入していますが、現段階ではこのタイムカードは、出退勤管理と連動していないため、現在も、出勤簿の押印をあわせて行っています。

次に、二学期制についてです。

本区は、平成十八年度から二学期制を導入し、十年以上が経ちました。

令和元年十月に実施した

校長対象のアンケート調査では、

二学期制の実施により、約七割の校長が

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

子どもと向き合う時間を生み出し、学校行事や授業等、教育活動の充実に生かしているとともに、教科指導やきめ細かな評価の充実も図れていると答えています。

一方、二学期制の導入により、三学期制よりも定期試験の回数が減ったことから、生徒の学習状況を本人や保護者に伝える機会が減り、中学三年生においては、高校受験に向けて、長期休業日前に、評定を示す工夫をしている学校も半数程度あります。

このように、二学期制については、課題もありつつ、一定の評価があると認識しており、教員等に対するアンケートやヒヤリング等を行いながら、引き続き、成果と課題について検証・研究を行ってまいります。

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

次に、テレワークにかかる教職員の実態と

自宅のパソコンで作業ができる環境整備についてです。

区では、学校における情報資産の持ち出しを

原則禁止とする一方、一定の条件を満たした場合に、

区で用意したセキュリティ機能付きの機器で

持ち帰ることを許可しています。

在宅で業務を行うクラウド環境の構築については、

セキュリティ面で危惧されるさまざまな課題があり、

情報通信技術の進展等を見極める必要もあることから、

テレワークの推進も含め、

今後の研究課題とさせていただきまます。

次に、学校で使用する消耗品については、

学校の要望も踏まえ、

今後も適切に対応してまいります。

近藤 光 則

公 明

代 表

二

(質問の事項及び要旨)

五 教育・子育てについて

(二) 待機児童対策

- ア 最新の保育所待機児童数について
- イ 保育所地域偏在を解消するためのサテライト方式について

【要旨】

区は保育所の待機児童解消に向け最大限の努力をしてきたことは十分に理解する。一方で、子育てファミリー層が増加していることから、保育園の定員を拡充してもなかなかニーズに追いつかない。保育園には地域偏在があり、定員に空きが生じている園もあると思う。最新の保育所待機児童数を示してほしい。

また、以前にも提案した、主要駅や区有施設からバスで保育園に運ぶサテライト方式での対処はできないのか。

五(二) アイ

次に、待機児童対策についてお答えします。

先ず、保育園待機児童についてです。

これまでも区では、保育園の待機児童解消のためあらゆる方策を検討し、

全庁を挙げて取り組んでまいりましたが、

平成三十一年四月期の待機児童数は、

百十九人と増加しました。

令和二年四月期に向け、

二百三十六名の定員拡大を図りますが、

令和二年四月期入所の一次審査終了時点で、

一・二歳児の利用希望者数に見合った

受け入れ枠が不足する見込みです。

その一方で、低年齢児の受け入れに特化した

施設や駅からの距離がある園で

定員の空きが生じているところもあります。

(後頁へ続く)

近藤 光 則

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

このような点から、ご提案のサテライト方式による送迎バスの運行については、

待機児童が多い地域での緊急対策の一つとして

有効な方策と考えられる一方で、

保育ステーションの設置や、バスの運行管理、

安全に児童を送迎するための人員の確保など

多くの課題があることから

引き続き検討課題とさせていただきます。

近藤 光則

公明

代表

二

(質問の事項及び要旨)

五 教育・子育てについて

(二) 待機児童対策

ウ 学校と学童クラブのエリアの壁の取り払いによる待機児童の解消について

【要旨】

学童クラブの定員増のためには、学童クラブとして利用できる学校施設の柔軟な対応が欠かせないと思う。雨が降る中、靴を履き替え、傘をさしてグラウンドを横切り、学童クラブの教室に入るなど、外から見ると不思議な光景があると聞いている。

エリアの壁を取り払うことが、今後も需要増が見込まれる学童クラブ待機児解消の道筋になるのではないか。

五(二)ウ

次に、学校と学童クラブのエリアの壁の取り払いによる待機児童の解消についてです。

学校内に学童クラブ室を整備するにあたっては、学童クラブを利用する児童の環境を確保する一方で、学校の教育環境を損なわないよう

教育委員会と学校が十分に協議し、整備しています。

学童クラブの運営においては、各学校の状況に応じて、様々な取り決めがありますが、運営方法については、児童の利用のしやすさを考え、より良い環境が確保できるよう、

学校との調整を進めてまいります。

さらに、児童数が増加する現況を踏まえ、学校のランチルーム、生活科室や和室などと、学童クラブ室を共用するなど、学校と十分に協議し、

(後頁へ続く)

(答 弁 案)

教育長答弁

子ども未来部子どもわくわく課・子ども環境応援担当課

近藤 光則

公 明

代 表

二

(前頁から続く)

待機児童の解消に取り組んでまいります。

なお、児童数の増加を踏まえた

学童クラブ室の確保などについては、

本定例会の所管委員会でご報告いたします。